

**平成 21 年度第 2 回
日本モデル環境対策技術等国際展開検討会
議事録**

1. 日時：平成 21 年 12 月 7 日（月）14：00～16：00

2. 場所：航空会館 地下 1 階 B101 会議室

3. 出席者：（敬称略）

委員（◎座長）

◎北脇 秀敏 東洋大学 国際地域学部 教授
 王 青躍 埼玉大学 大学院理工学研究科 准教授
 奥山 正二 社団法人 日本産業機械工業会 常務理事
 佐藤 健二 大阪府 環境農林水産総合研究所 企画調整部 部長
 鶴崎 克也 社団法人 産業環境管理協会 環境技術部門 技術顧問
 牧 葉子 川崎市 環境局地球環境推進室 室長
 松岡 俊二 早稲田大学 大学院アジア太平洋研究科 教授
 三笠 元 社団法人 日本環境技術協会 常務委員
 峯村 直志 独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）企画部主幹（兼産業技術部環境・エネルギー技術課長）
 森 尚樹 独立行政法人 国際協力機構（JICA）地球環境部 次長（環境管理グループ長）

（欠席）藤塚 哲朗 財団法人地球環境戦略研究機関 関西研究センター 参与

オブザーバー

大谷 一真 経済産業省 産業技術環境局 環境指導室 企画調整係長
 袴田明日香 経済産業省 産業技術環境局 環境指導室 越境移動第二係長
 中屋裕一郎 内閣官房 知的財産戦略推進事務局 参事官補佐
 大西 康之 内閣官房 知的財産戦略推進事務局 参事官補佐
 市毛 順子 社団法人 海外環境協力センター(OECC) プロジェクトコーディネーター
 浅野 彰子 財団法人 国際環境技術移転研究センター（ICETT）主査

環境省

岩田 剛和 水・大気環境局環境管理技術室 室長
 重松 賢行 水・大気環境局環境管理技術室 企画係
 山本 享 水・大気環境局環境管理技術室 環境専門調査員
 福島 健彦 地球環境局環境協力室 室長補佐
 行木 美弥 水・大気環境局総務課 課長補佐

事務局 株式会社エックス都市研究所

澤地 實	技術顧問
岡 かおる	環境コンサルティング部国際環境政策チームマネージャー
坂本 治	環境コンサルティング部国際環境政策チーム研究員
木村紗矢子	環境コンサルティング部国際環境政策チーム研究員
山下 真	環境コンサルティング部循環型社会推進担当研究員

4. 議事

- (1) 対象国における環境の現状と課題について
- (2) 技術・規制・人材のパッケージ化について
- (3) 環境対策技術の国際展開に係る戦略の方向性について
- (4) その他

5. 配布資料

- 資料0-1 平成21年度日本モデル環境対策技術等国際展開検討会委員名簿
- 資料0-2 平成21年度第1回日本モデル環境対策技術等国際展開検討会議事録
- 資料0-3 平成21年度第1回日本モデル環境対策技術等国際展開検討ワーキンググループ会合議事録
- 資料0-4 平成21年度第2回日本モデル環境対策技術等国際展開検討ワーキンググループ会合議事録
- 資料1-1 対象国における対象分野の選定について
- 資料1-2 現地調査結果の概要
- 資料1-3 対象国における環境の現状と課題
- 資料2-1 海外への輸出が進まない理由に関するアンケート調査結果
- 資料2-2 対象国における技術・規制・人材のパッケージ化の考え方
- 資料3-1 対象国における環境技術の導入・開発等の関連施策の現状
- 資料3-2 環境対策技術の国際展開に係る戦略の方向性
- 資料3-3 中国、ベトナムにおける関連協力事業の動向
- 資料3-4 提供情報の概要
- 資料4 環境協力のために活用可能な国際協力スキーム
- 参考資料1 環境技術実証（ETV）制度について
- 参考資料2 情報提供する環境関連法令のリスト

6. 議事概要

委員交代

内尾雄介（独立行政法人日本貿易振興機構 前企画部主幹）氏の異動に伴い、峯村直志氏が委員に就任した。

議事（１） 対象国における環境の現状と課題について

（事務局より資料 1-1、1-2、1-3 の説明）

北脇座長：前回から今回の検討会の中にワーキンググループ会合（以下、WG 会合）が二回開催されているが、その報告をお願いしたい。

事務局：主に現地調査の実施方法についてご指摘をいただいた。その中で、現地調査を行う対象分野を絞った方がよいというご意見があったので、WG 会合で検討し、中国は NOx 削減、インドネシアとベトナムは産業排水対策を対象分野とした。

北脇座長：この調査は平成 21 年度から平成 23 年度まで継続すると伺っているが、そのような理解でよろしいか。

環境省：第 1 回検討会では 3～5 年の中期的な事業であるとお伝えしたが、現在の厳しい財政事情では見通しは不透明である。

北脇座長：当初の予定では 3～5 年とのことであった。もし事情が好転してこのまま本事業を継続できれば、海外へ展開して実証を行うこともあり得る。しかし本検討会の当面の目的としては現地の状況を調査し、結果を資料 1-3 のようにまとめ、今後の方向性を示すことにある。資料 1-3 について何か足りない点などあればご議論していただきたい。

松岡委員：WG 会合で議論した結果については後ほど概要をお話していただきたい。お伺いしたいことは、中国の対象分野がなぜ NOx（窒素酸化物）で、インドネシアとベトナムの対象分野がなぜ産業排水対策なのか、ということである。調査のスクープを大気汚染対策と水質汚濁対策と限定した場合でも、大気汚染対策の中でもなぜ PM（粒子状物質）や SOx（硫黄酸化物）ではなく NOx の削減を中国における対象分野としたのか。またインドネシアでは産業排水対策だけでは水質が改善されない地域もあるため、生活排水を含めた総合的な河川管理が重要である。そうした中で産業排水対策が最終的に対象分野として選定された基準は何か。また環境技術に関しては、欧米系の企業、また最近では地元系企業も若干進出していると思うが、市場はどのような状況か。中国では日本企業が優勢になる余地がないため SOx 対策を対象分野から除外したという説明があったが、そこをどのように評価をしたかは非常に重要である。対象分野を絞った基準と、今申し上げた点についての評価についてお聞きしたい。

北脇座長：既に WG 会合で議論されているはずの事項であるため、王委員に説明をお願いしたい。

王委員：これまで二回の WG 会合で決定した主な事項は、現地調査の対象を絞り込むこと、

現地の環境基準などについての情報をまとめること、であった。NOx 削減を対象分野に選定したのは、中国の5ヵ年計画という特別な国策に合わせてである。SOx 対策に関しては情報が既に多く存在し、中国においても技術が確立されつつあるため、日本が進出しづらい分野であると判断した。やはり最終的には日本の得意分野での事業展開を考えなければならない。今後展開する技術についてはこれからのWG 会合で検討したい。まだ選定基準が明確でないため、選定に関して親委員会から指摘をいただければWG 会合で検討したい。

北脇座長：事務局からは何か補足はあるか。

事務局：選定の基準にあたって重視した点は、資料 1-1 にあるように三点である。一点目は政策上の優先分野であること。特に中国については、個別調査における対話の中で「NOx の総量規制を実施したい」という発言があったので、対象分野を NOx 削減に絞り込んだ。また中国では、現地企業が、脱硫効率は落ちるが日本企業よりはるかに安い価格で脱硫装置を提供しているため、対象分野を SOx 削減でなく NOx 削減に絞った。インドネシアについては政策上の明らかな優先分野は把握できなかったが、産業排水対策のための PROKASIH というプログラムが実施されている。また JICA の水分野の環境協力、例えば地方政府の環境能力強化プロジェクトとしてジャカルタ近郊で水質管理能力向上プロジェクトが実施されている。そうした既存のプロジェクトからの展開の可能性を考えて、産業排水対策を対象分野に選定した。ベトナムについては、重大な汚染を引き起こすとしてリストアップされた企業の中で排水処理が求められているものが多く、JICA の水環境管理能力向上プロジェクトも実施されていることから産業排水対策を対象分野とした。環境技術に関する状況については、ベトナム政府から伺った話だが、日本だけではなく中国や韓国の技術が進出し、ベトナムの企業にとっては技術や装置の初期価格のみが選定要因となっているため、現在は価格が安い韓国や中国の技術が選ばれている。しかし、日本の環境技術のパフォーマンスの高さや維持管理費の低さなど長期的なコストが明らかになれば、日本の環境技術もベトナム企業に導入される可能性がある、とのことであった。

議事（2） 技術・規制・人材のパッケージ化について

（事務局による資料 2-1、2-2 の説明）

北脇座長：資料 2-2 の「パッケージ化の考え方」について、ご意見があればお伺いしたい。

松岡委員：このパッケージに含まれていることは非常に包括的である。そうした取り組みは重要ではあるが、インドネシアなどでこのパッケージを実施する際には、スコープの絞り方、フレームの取り方などを整理しなければならない。例えば産業排水規制を強化する際、非常に大きな問題をたくさん抱えた中で、この事業が何をどこまでどうするのかを明確にしなければならない。このパッケージのフィージビリティ（実現可能性）を考える必要がある。非常に大きなことを試みているように感じるが、フィー

ジビリティがあまり感じられない。

王委員：非常によい意見である。WG 会合でも内容を絞る必要性が議論され、それが対象分野を絞った背景の一つである。現段階では非常に膨大なデータを整理しなければならない。今後 WG 会合でも議論したいが、あまりに大きな問題を扱うよりも、フィージビリティを考えて具体的な手順などを明確にして、調査の範囲を詰めたい。例えば NOx 対策技術は日本の得意分野の一つであるが、NOx 対策技術といっても具体的にどの技術を展開していくのか。私は工学を専門としているので、そうしたフィージビリティが最も重要であると考え。その点を事務局と詰めていきたい。

北脇座長：資料 2-2 の 5 ページの図は PCM（プロジェクト・サイクル・マネジメント）における問題系図のような形になっており、実際にプロジェクトを実施する際はその中の一部分を選択すると推察する。これを全部実施できればそれに越したことはないが、実際はこの中で優先順位をつけるのであろう。6 ページの赤字部分は日本と比べて劣る点について触れているが、これらの対策についてはそれぞれのステークホルダーが実行可能なことを実行するというスタンスなのか、それとも全部実行するというスタンスなのか。

環境省：限られている予算と時間の中で、環境省、その中でも水・大気環境局が影響を行使できる範囲には限界がある。しかしそうした制約を一度取り外して、またこれまでの技術移転の経験などを踏まえて、なぜうまくいかないのか、日本の環境技術が導入されやすいように周辺環境の人材や制度の整備について相手国政府や民間企業へどのようなアプローチを行うべきか、その手段として誰と連携すべきか、といった課題を検討する必要がある。個別具体案に入る時に、我々の領分ではない上流側も含めた状況を把握して、我々が短期的に取り組める事項や我々のパートナーを絞る作業が必要になる。今年度中に全てが実施できるわけではないが、相手国政府と様々なチャンネルを作りながら、また JICA や他の省庁などと連携しながら、本事業を展開していく。そのための糸口を見出すために、現段階では上流までの幅広い論点を整理したいと考え、このような大風呂敷を広げた。

牧委員：現地で大変に素晴らしい分析をされた。今、幅広い課題出しをしたというお話を伺ったが、これからは出口をどうするかを議論する時期である。インドネシアなど対象国に共通しているのはモニタリングや計測の能力が不足しているという問題である。規制や環境警察などには他国が口を挟む余地がないが、計測に関する問題への対策であれば他国の政府が介入する余地がある。モニタリング・システムは現段階であれば大変良いものができる。川崎市の公害対策の経験からも、まず自治体自身でエンド・オブ・パイプや水質などの出口を常に計測できるようになることが環境対策の実行性につながる。他国の都市の自治体における環境対策もそこまでやらなければ実行性がない。そのようなシステムの導入が、本検討会の主旨である日本の環境技術の進出につながる。例えば対象国において排煙脱硝装置を導入した際には、その出口をモ

ニタリングし、また導入されていない部分も対照的にモニタリングし、実効性の高さを国や自治体など現地の人たちが実感できるようなシステムを作る。そのような出口戦略もあるのではないか。

北脇座長：戦略については資料 3 にも関わるが、まずは基礎調査を固め、出口戦略も固めるというご意見であった。

牧委員：基礎調査において既に調査済みか不明であるが、現場職員の計測技術能力の現状はどうなのか。トレーニングの必要性はあるのか。

事務局：ベトナムでは地方の天然資源環境局（DONRE）のラボなどを訪問した。ラボは十分整備されていたが、そこで伺った話では、私が訪れた Thai Nguyen 省の職員には十分な計測能力があるものの、地方によってはまだ能力不足ということであった。地域差が大きいようである。

佐藤委員：資料 2-2 の 7 ページ以降にパッケージが示されているが、実際に「人材育成・組織整備」「法制度整備」「技術開発・普及」を現地で実施する際に、日本では環境省の他は誰が主体になって実施するのか。これから議論をしていくことかと思うが、そういったイメージが欲しい。例えば法制度整備はその国や自治体が行うと考えられるが、日本の地方自治体はこれまでにインドネシア、ベトナム、中国、韓国の研修生の受け入れを行ってきた。このような受け入れを各都道府県がバラバラに実施するのではなく、環境省が戦略的に技術開発普及として行うべきである。また研修生受け入れの経費は地方自治体ではなく国が負担するというような、我が国の戦略上の体制をイメージ化する必要がある。

北脇座長：戦略については先に資料 3 の説明をしていただき、その後で議論したいと思う。

事務局：「体制をイメージ化する」というご意見をいただいたが、体制については第 3 回検討会以降に議論したいと考えていた。資料 4 に「環境協力のために活用可能な国際協力スキーム」をまとめたが、地方自治体の事例が抜けている点を反省している。しかしこういったスキームを考慮しながら今後の対策を検討していきたい。

議事（3） 環境対策技術の国際展開に係る戦略の方向性について

（事務局による資料 3-1、3-2、3-4 の説明。環境省による資料 3-3 の説明）

北脇座長：資料 3-1 から 3-4 まで説明していただいた。特に資料 3-2 の 2 ページ（「戦略の柱のイメージ」）、資料 3-4 について議論していただきたい。

松岡委員：先ほども申し上げたが、パッケージ化する、又は包括的な分析をするというのは重要なことであるため私は否定しない。そこから導き出される教訓、また JICA が各国で数多く実施している環境モニタリングの経験から得た教訓をパッケージ化・制度化・政策化に活かすことが一つの大きなポイントである。そういった教訓を踏まえて、標準化し、ビジネス化できるものを考えていくことが重要である。その際に、パッケージ化の一番の基本となる「環境政策とは何なのか」という点を明確にするべき

である。専門家の立場から申し上げると、日本の環境政策は先進国の中でも非常に特殊である。例えば欧米では技術基準という直接規制が一般的であり、そのコストは安い。一方、日本においては一部で技術基準を採用してきたものの、一般的には技術水準が高く丁寧ではあるが、コストが高い方法を採用してきた。そしてそれが実行できる社会であった。しかし現在は環境対策をどれだけ効果的・効率的に実施するか、市場（マーケット）をどう活用するか、排出課徴金や排出権取引、更には第三の道である自主的手法などを、どのようにポリシー・ミックスする（政策を組み合わせる）かが大きな課題となっている。このような時に、ここで言う「環境政策」とは何なのか。その点を明確にしなければ、日本の環境政策をアジアで展開する意味合いを問われかねない。個人的には、これまでの日本的なブラウン中心の環境政策をアジアで展開するのは困難であると考える。

環境省：当初の説明において使用していた「日本モデル」という用語からは、確かに「日本のやり方を移植していく」ということが想定された。しかしご指摘のとおり、日本の環境政策は様々な背景・事情により現在のよう形態となったため、それを単に他国において展開しようとしても必ずしもうまくいかない。それではどのようなアプローチを取れば日本の環境技術は現地に進出しやすくなるのか。この問題への答えこそ環境省が本検討会において示していかなければならない。そのための手法として各国個別事業として実施している共同政策研究がある。そうした中で総量規制といっても対象国では日本とは異なる総量規制の手法もあることや、基準といっても対象国にとっては「設備基準」「技術基準」というように直接的な基準の方が分かりやすいということも判明してきた。各国の事情はそれぞれ異なるため、対象国のどの組織に対してどのような提案をしていくのかを十分に検討していきたい。技術展開を進めていくために、まずはその周辺環境整備としての制度・組織作りや人材の育成をする。それが本検討会の主旨であるので、周辺環境整備に必要なものを検討し、それを既存の取り組みやこれから JICA などが実施するプロジェクトに対してうまく提案していきたい。

松岡委員：政策・制度・基準が重要であることを私は否定しない。GTZ（ドイツ技術協力公社）や EPA（米国環境保護庁）が実施している環境協力では、欧米型の環境政策を発展途上国に持ち込み、自分たちのビジネスにとって有利な基準を持ち込むことを戦略にしている。そのことを私は否定しないし、むしろ本事業もそのようにして特徴を出していくべきである。

北脇座長：欧米モデルが蔓延している所に日本モデルが入り込むためには、欧米モデルの現状や欧米の行動を把握し、戦略に反映させることも必要かもしれない。

牧委員：資料 3-2（2 ページ）の表の中の「企業に対する外部圧力の強化」については、輸出型企業に対しては「環境を配慮しない企業には退出してもらおう」という措置が可能であるが、国内市場のみを相手にしている企業についてはサプライチェーンからの規

制ができないということが問題である。資料 3-2 にはそういった視点も盛り込んでいただきたい。

森委員：戦略について意見を述べたい。環境規制、行政の強化などはこれまで JICA も実施してきた。欧米が自国の政策を持ち込むのに対して、日本は主に実務的な協力を行ってきた。しかし最近の実務協力に加えて政策についても考えるようになった。ただモデル的な事業は実施が可能でも、それを全体的な展開につなげることは困難である。今回の戦略の柱においてぜひ重点を置いて欲しいことは、JICA は行政強化や環境教育を実施することはできるが、企業側の立場に立ってコストを下げることや新しい技術を開発するといったことはできないので、日本の行政と連携しながらそういった協力も実施できるようにしたい、ということである。例えば、資料 3-2（2 ページ）の表のコスト削減に関わる「戦略の柱」の欄には三つの項目挙げられているが、その中の「現地の状況に適合した技術開発の支援」は具体的にどのように実施するか。現在個別の企業が単独でこれを実施しているが、その中で留まっているだけで単発的に終わってしまうため、そこをいかに包括的に展開するかが問題である。その下には「トータルサービスを行うための日本国内の体制整備」とあるが、こうした取り組みは個別の企業では実施できない。これを日本側はどのようにして実施していくのか。JICA ではできないこともあるので、他の協力事業と連携すれば効果は更に上がる。こういう観点に重点を置いて調査をしていただきたい。

北脇座長：資料 3-2（2 ページ）の表の欄は「国際展開の課題」「戦略の柱」とあるが、「柱」の右側に「将来的なスキーム」という欄もあれば、より具体的な表になる。資料 3-4 についてもご議論いただきたい。この情報提供はいつごろになる予定か。

環境省：まずは現地の状況・問題点に関する情報を提供することにより、日本企業の参考にしていただこうと考えている。初年度である今年度は、事業として得られた一定の成果を、来年度のできるだけ早い時期に公開することを考えている。

牧委員：資料 3-4 に関してアイデアを申し上げる。相手国の都市の組織について聞かれることがよくあるが、国・州・都市のそれぞれの権限についての情報があれば有益である。また対象国でビジネスを展開しようとする場合、例えば中国の瀋陽市を訪れる場合は友好都市である川崎市から情報を集めることが有用であるように、市によって得意な都市というのがある。そういう情報もあれば有益であろう。

北脇座長：JETRO はそういった情報を保有していると聞いている。本事業の情報提供に全ての情報を盛り込むと量が膨大となるので、基本的にはこの委員会で集めた情報を公開するというスタンスでよいか。

環境省：基本的にはそうであるが、レファレンスは入れていきたいと思う。ホームページにリンクを貼ることも検討している。

議事（４） その他

（事務局による資料４の説明）

北脇座長：このような国際協力は様々な組織が実施している。先ほど、事務局から地方自治体の取り組みも盛り込むという予定が伝えられたが、ご意見があれば伺いたい。

王委員：これらの事業は政府が行っているが、例えば事後評価や現状も含め、どういう形で継続されているのかという情報も重要である。NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）の事業で、終了後は継続されていないものがあるという話も伺った。そういった情報は今後の指針となるので、可能な限り調査していただきたい。それから資料４（２ページ）の「国境なき環境調査・協力団」については、例えば公害対策としてどういったモニタリングがされており、どういったデータが得られそうか、など更に具体的な項目が欲しい。今後の展開を考えると、相手国の環境技術（特に計測技術）を把握した上でどのような政策とリンクしていくか、どういう規制に関わるのかを把握しておく必要がある。そういう具体的な情報がなければ、結果的に日本の技術が導入されても、評価できない状況になる。環境汚染の状況が公表されていない地域についても、可能な範囲で細かくまとめていただければよい。

牧委員：環境省には更に多くの事業が存在する。例えばつい最近ではアジア 3R 推進フォーラムが設立され、NIES（国立環境研究所）も同様のネットワーク事業、川崎市と付き合いのあるアジア自然共生研究などを実施している。可能な限りそういった情報も盛り込んで欲しい。経済産業省が支援しているエコプロダクツ展には APO（アジア生産性機構）が関わっていると聞いている。また、ADB（アジア開発銀行研究所）は明日から大きな国際会議・トレーニングコースを実施するそうであるが、そういった取り組みも大きな役割を担っているのでぜひ加えていただきたい。

環境省：資料の整理の仕方について、様々なものが混ざってしまっている印象を受けた。先ほどご指摘のあったアジア 3R 推進フォーラムや TEMM（日中韓三カ国環境大臣会合）などは人材育成協力を主目的としたものではない。例えば EANET は酸性雨モニタリングに関する支援が目的なので、人材育成のために行われている他のプロジェクトとは分けて整理しなければならない。また「国境なき環境調査・協力団」は、まだ実施されておらず、実施を現在検討している段階である。現在実施中の事業と現在検討中のものとは区別しなければ混乱してしまう。

環境省：日本の関連企業などに参考情報として提示する内容であるため、そういった観点を明確にした上で、掲載するに相応しい情報を検証しながら採り入れたい。

佐藤委員：今後の戦略を策定する上で、外国のモデルなど、パッケージ化に向けて検討している情報はあるのか。今後日本のモデルを売り込む以上、外国の動向も把握しておくべきである。

環境省：国によっては既に欧米の機関によってどのような協力プロジェクトが実施されており、どのように同国政府に取り込まれたのかという情報がある。そういった情報も

日本企業側にとって有用になる可能性があるので、更に WG 会合などで整理していきたい。

北脇座長：今日の配布資料についての情報があれば、後日事務局にお寄せいただきたい。

事務局から情報提供依頼があれば、ご協力をお願いします。

事務局：本日の議論についてのご意見・ご指摘は 12 月 14 日までに事務局までお知らせいただきたい。

環境省：最後にご挨拶を申し上げます。7 月に第 1 回検討会を開催し、これまで WG 会合を二回開催した。その間に中国とベトナムで個別協力事業を開始し、そのチャンネルを利用しながら現地調査を実施し、その結果を本日ご紹介した。今後の検討会ではどのようなアウトプットを狙い、何に絞り込んで検討していくべきかについて、本日はご指導並びに課題をご提示いただき感謝する。日本の環境装置産業が現地の制度や社会経済状況に適合した形でこれまで以上に展開していけるように、また各国に対する政策的なインプットや、具体的なプロジェクト事業を展開できるように、本検討会で戦略を打ち出していきたい。中国やベトナムとの政府間対話などによって得られた知見についても反映していきたい。各機関の委員の皆様には各国の個別事業について多大なご協力をいただいております、この場を借りて改めて感謝申し上げます。そういった取り組みが成果につながるように一層努力したい。引き続きのご指導、ご協力をお願いします。

事務局：平成 21 年度の第 3 回検討会の日程については、平成 22 年 3 月 1～4 日で現在調整しており、日時が決定次第ご連絡する。

以上

1. 検討内容

<議題 1：対象国における環境の現状と課題について>

- 政策上の優先分野、日本の環境技術の提供分野、既存の環境協力分野を重視して、WG 会合での議論を経て対象国の対象分野を中国：NOx 削減、インドネシア及びベトナム：産業排水対策とした点が事務局から報告され（資料 1-1）、その対象分野に絞って、既存の文献及び現地調査（資料 1-2）に基づいて整理した環境の現状と課題が説明された（資料 1-3）。

<議題 2：技術・規制・人材のパッケージ化について>

- 日本産業機械工業会の会員を対象に行った「海外への輸出が進まない理由に関するアンケート調査」の結果（資料 2-1）、及び資料 1-3 を踏まえて、ベトナムを事例とした技術・規制・人材のパッケージの考え方（資料 2-2）が事務局から提案され、委員からパッケージの具体化に向けた御意見があった（以下「4. 今後の課題」参照）。

<議題 3：環境対策技術の国際展開に係る戦略の方向性について>

- 対象国における環境技術の導入・開発等の関連施策の現状（資料 3-1）について事務局から報告があり、ベトナムを事例とした環境対策技術の国際展開に係る戦略の方向性（資料 3-2）が事務局から提案され、委員から戦略の具体化に向けた御意見があった（以下「4. 今後の課題」参照）。また、中国とベトナムで実施されている個別事業の進捗状況（資料 3-3）が環境省から報告されたほか、本事業の成果に基づき、環境技術を有する日本の企業に対象国で環境ビジネスを展開するのに役立つ情報を環境省ホームページで提供することについて事務局から概要説明（資料 3-4）があった。

<議題 4：その他（活用可能な国際環境協力学キーム）>

- 今後の実施体制を検討する上での重要な情報となる、環境協力のために活用可能な国際協力学キーム（資料 4）を整理した表が事務局から提示され、情報の充実化について委員からの御意見があった（以下「4. 今後の課題」参照）。

2. 確認事項

- 本調査は平成 21 年度から 3 年間程度の計画であるが、現在の厳しい財政事情のもと、見通しは不透明である。事業を継続できれば、海外に展開して実証を行うこともあり得る。本検討会の当面の目的は、対象国の状況を調査し、今後の技術展開の方向性を示すことにある。
- 今年度の成果の一つでもある、国内企業への海外展開に有用な情報は、来年度の早い時期に環境省のホームページにて公開する予定である。

3. 決定事項

- 技術・規制・人材のパッケージ化の方針案、盛り込むべき視点（資料 2-2 の 1 ページ）について委員の了承を得た。
- 環境対策技術の国際展開に係る戦略検討の視点（資料 3-2 の 1 ページ）について委員の了承を得た。
- 情報提供の概要（資料 3-4）について委員の了承を得た。

4. 今後の課題

4-1 技術・規制・人材のパッケージ化

- 実現可能性を考慮して、パッケージの対象範囲を絞り込み、優先順位、実施主体、活動を提案する対象組織（対象国）を明確化する
- モニタリング・システムの導入が日本の環境技術の進出につながる点を考慮するとともに、JICA の環境モニタリング分野の技術協力の経験から得られた教訓を整理して、パッケージ化を具体化する
- パッケージの中で想定している環境政策を明確にする（日本の環境政策は先進国でも特殊であるため、それをそのままアジアに適用できるとは限らないため）
- 技術展開を進めていくために、制度、組織作りや人材の育成といった周辺環境整備をどうしていくかといった観点からパッケージを具体化していく（パッケージ化に盛り込むべき視点に加える）

4-2 環境対策技術の国際展開に係る戦略

- 国際展開していく技術が具体的にイメージできるようにする
- 日本の環境技術をより効果的に売り込む方策を検討するにあたり、外国の動向を把握し、戦略に反映させる
- 企業に対する外部圧力の強化について、国内市場のみを相手にしている企業にはサプライチェーンからの規制ができないという点を考慮する
- JICA による行政強化や環境教育と、他の主体による環境装置等のコスト削減、新たな技術開発の推進など、国内の関係機関の連携による相乗効果を念頭に置いて戦略を練る
- 戦略の柱を実施していくスキームを明確化する

4-3 情報提供

- 対象国の国・州・都市の権限についての情報や、対象国の都市と友好都市である日本の自治体の情報なども可能な限り提供する
- 関連するホームページにリンクをはるなどの対応を検討する

4-4 環境協力のために活用可能な国際協力スキーム

- 自治体による取組を追加する
- 既存のスキームの事後評価、現状、継続性について把握する
- 日本の環境産業に参考情報として提供するにふさわしいかどうかを検証した上で、関係機関の実施している事業についての情報も盛り込む
- 既存のスキームと現在計画中のスキーム、人材育成を目的としたものか否かを区別して再整理する